

高松市監査委員告示第23号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年12月27日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	山	高	子
同	坂	下	且	人

# 監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)

(令和元年12月27日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

## 高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R元.12.27

監査実施年度 平成13年度

監査テーマ 公共施設の維持管理コスト分析

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	意見	施設改修、改築に備えての積立（改築基金積立等）が望ましい（高松テルサ）	P83	創造都市推進局	産業振興課	R元.12.12

監査実施年度 平成19年度

監査テーマ 未利用資産（土地）の活用及び売却について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
2	意見	公園整備を希望する地元の動きを踏まえ西町（宅地）の売却を検討することについて	P72	都市整備局	道路管理課	R元.12.2
3	意見	地元の要望次第で元浜ノ町罹災者収容住宅用地の売却を検討することについて	P73			

監査実施年度 平成20年度

監査テーマ 公の施設の指定管理者である高松市外郭団体の出納その他の事務の執行及び同団体が指定管理する公の施設について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
4	意見	施設の大改修工事に係る見積金額の把握とそれに伴う資金調達方法の検討について	P84	創造都市推進局	産業振興課	R元.12.12

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R元.12.27

監査実施年度 平成25年度

監査テーマ 高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
5	指摘	条例等に規定があるものの提出されていない届・申請書について	P159	都市整備局	市営住宅課	R元.12.12
6	指摘	入居辞退により未入居状態となる状態が発生しないための対策について	P168			
7	指摘	入居審査が漏れなく行われていたことの確認について	P169			
8	指摘	住替えにおける事務手続きの整理について	P172			
9	指摘	適正な手順での退去検査の実施について	P174			
10	指摘	退去時原状復帰費用を適正な水準まで引き上げることについて	P177			
11	指摘	公募対象を決定する過程を記録することについて	P201			
12	意見	市の財政とのバランスも考慮した維持管理の再検討について	P156			
13	意見	団地建設の際、必要性和供給戸数の合理性を検証し、検証過程を記録することについて				
14	意見	同居者異動、連帯保証人及び変更使用関連の手續きに関して、入居者へ周知し、提出を求めることについて	P159			
15	意見	入居者からの相談を記録する書式の作成と、関連部署との連携について	P160			
16	意見	対応の必要な入居者に対する関係機関との連携について	P161			
17	意見	滞納のある管理人の報酬に関して収納担当者と連携することについて				

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R元.12.27

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
18	意見	公営住宅への入居以外の対応が適当な場合に対応できる体制づくりについて	P167	都市整備局	市営住宅課	R元.12.12
19	意見	住宅困窮度を勘案した入居審査の実施検討について	P169			
20	意見	実態調査票のチェックリスト改善について				
21	意見	入居のしおりの改定要否を定期的に検討することについて				
22	意見	入居のしおりを入居者が常時閲覧可能にするための検討について				
23	意見	火災が原因で入居希望をする場合の火災発生原因の確認について	P170			
24	意見	居住者との対応について記録を正確に保つことについて	P172			
25	意見	住替えにおける規定や書式の整備について				
26	意見	退去日と検査日の乖離を数日を限度とすることについて	P175			
27	意見	原状復帰のうえ退去する手順の検討について	P177			
28	意見	退去原因になる禁止事項の周知と現状把握について	P178			
29	意見	高額所得者に対して期限を区切って明渡し請求をすることについて				
30	意見	収入申告書未提出者の収入把握について	P185			

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R元.12.27

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
31	意見	応急簡易住宅の売り払い検討について	P190	都市整備局	市営住宅課	R元.12.12
32	意見	業者名簿を更新することについて	P197			
33	意見	低利用の住宅について、入居者が少ない理由を調査の上、転用・売却などの可能性も含めて検討することについて	P201			
34	意見	空室の多い団地の今後のあり方を検討することについて				
35	意見	公募対象決定手続きの策定と決定根拠を示す資料の作成について				
36	意見	空室と鍵が照合可能な管理方法について	P202			
37	意見	退去理由にあたる要因のない居住者に限定して増築許可をすることについて	P203			
38	意見	共用部分が自治会の責任で管理されることについて				
39	意見	条例に規定されている退去要件に該当する入居者を速やかに退去させることについて	P204			
40	意見	住宅困窮者が優先して入居できるような入居方法を検討することについて				
41	意見	入居者に対し、市として対応するべき事項を明確にすることについて				
42	意見	厳格な運営が可能であるような指定管理者制度の導入検討について				
43	意見	公営住宅として維持すべき施設数の整備水準について見直しすることについて	P205			

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R元.12.27

監査実施年度 平成28年度

監査テーマ 上下水道事業に関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
44	意見	下水道使用料の算定要領の作成について	P99	都市整備局	下水道経営課	R元.11.18
45	意見	下水道使用料の見直しのための情報公開について	P100			

監査実施年度 平成29年度

監査テーマ 特別会計の財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
46	意見	共済給付事業の給付申請に係る添付書類について【中小企業勤労者事業特別会計】	P159	創造都市推進局	産業振興課	R元.12.12
47	意見	随意契約の理由等の公表について【中小企業勤労者事業特別会計】	P160			
48	意見	運営審議会について【中小企業勤労者事業特別会計】				
49	意見	共済掛金見直しの検討資料の保管について【中小企業勤労者事業特別会計】				
50	意見	共済事業を安定して継続していくための財務状況の把握について【中小企業勤労者事業特別会計】				

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区 分	意 見	
意見の項目	施設改修、改築に備えての積立（改築基金積立等）が望ましい（高松テルサ）	
意見の内容	建築後7年経過し修繕費は増加傾向にあるが、施設としては比較的新しい。稼働率が良い状態であるので、現在から、将来の改修、改築に備えての積立（改築基金積立等）が望ましい。	
報告書該当 ページ	P83	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/200113-3.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/200113-3.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	創造都市推進局 産業振興課
措置結果	本件意見については、平成30年度をもって高松テルサを閉館し、平成31年度（令和元年度）から跡施設を学校法人に貸し付けることとした。 なお、借主である学校法人とは、施設の修繕費用については大規模改修を含め、原則として借主の負担とする賃貸借契約を締結している。



# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区 分	意 見	
意見の項目	公園整備を希望する地元の動きを踏まえ西町（宅地）の売却を検討することについて	
意見の内容	<p>当該土地は、元困窮者仮設住宅敷地であったが、平成14年に用途廃止となっており、簡易公園（広場）として整備する方向で検討中である。公園緑地課が地元自治会と接触したが、明確な公園整備への考えが示されなかったため静観中のままの状況である。</p> <p>奥まった土地であるが、きれいな更地であった。地元の動きを踏まえて対応をすることになるが、公園整備の希望が弱ければ、売却を検討してよい土地である。</p>	
報告書該当 ページ	P72	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月2日
所管課等	都市整備局 道路管理課
措置結果	<p>本件意見については、検討の結果、当該宅地は、建築基準法に定められた道路に接道していないことから、宅地としての売却は難しく、また面積においても、ちびっこ広場の面積基準500㎡に満たないことから、公園整備は行わず、ちびっこ広場に準じた地元管理の公園として、引き続き利用し、土地の売却は行わないこととした。</p> <p>なお、当該宅地の公園整備については、数年来、公園緑地課に対して、地元から要望はなされていないが、現地は地元自治会で管理されており、平成19年度以降、雑草が繁茂することもなく、更地の状態であり、公園としての地元利用、良好な管理が行われている。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区 分	意 見	
意見の項目	地元の要望次第で元浜ノ町罹災者収容住宅用地の売却を検討することについて	
意見の内容	<p>地番257-1の土地は、サンポート高松の国の合同庁舎と道路を隔てた角地であり、年2回程度草刈がされ、土地は杭と針金の柵で囲われて管理されている。</p> <p>市は、集会所用地として地元自治会に有償貸し付けの方針で臨んでいるが、自治会からの要望待ちの状況である。地元の動きを踏まえての対応をすることになるが、要望が出てこなければ、売却を検討してよい土地である。</p> <p>地番257-5の土地は、上記地番257-1の土地との間には2戸の家が建っており、面積が小さいため住宅の用には狭すぎるが、駐車場用地には向いている。</p> <p>狭いという難はあるが、売却の方向で検討すべき土地である。</p>	
報告書該当 ページ	P73	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月2日
所管課等	都市整備局 道路管理課
措置結果	<p>本件意見に係る浜ノ町257-1の土地については、平成25年11月1日から、株式会社トヨタレンタリース東四国に、駐車場用地として賃貸中であり、当面は賃貸契約を続けることが妥当と判断した。</p> <p>また、浜ノ町257-5の土地については、平成27年12月25日に一般競争入札に付し、売却済みである。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成20年度／公の施設の指定管理者である高松市外郭団体の出納その他の事務の執行及び同団体が指定管理する公の施設について	
区 分	意 見	
意見の項目	施設の大改修工事に係る見積金額の把握とそれに伴う資金調達方法の検討について	
意見の内容	<p>高松テルサの施設の内容について。中規模の音楽専門ホール、宿泊施設等も備えている施設である。(財)高松勤労者総合福祉振興協会の経費削減努力の結果をしても、収支のバランスをとるためには1億円程度の市税投入はやむをえない状況にあった。民間企業が担当することにより、さらなる経費削減効果があるにしても、完全民間化するとなると、施設の減価償却費、少額修繕費以外の修繕費、固定資産税等が追加で必要となり、民間であっても採算ベースに乗せて運営するのは不可能な施設であると感じた。民間売却となると更地化して新たな建築物を立てるのであろうが、その施設の規模から多額の解体費用が必要となり、早急に、譲渡先を見つけるのは困難な状況にあると考えられる。いずれにせよ、同様の施設運営を続けていくのであれば、税金の投入が不可欠な施設であると考えられる。</p> <p>ただ近い将来問題となるのは、老朽化に伴う施設の大改修工事費についてである。財政状況が厳しい高松市において、その工事の見積金額の把握とその資金調達方法は検討しておかなければならない時期にあると考える。</p>	
報告書該当ページ	P84	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2008225-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2008225-2.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	創造都市推進局 産業振興課
措置結果	<p>本件意見については、平成30年度をもって高松テルサを閉館し、平成31年度(令和元年度)から跡施設を学校法人に貸し付けることとした。</p> <p>なお、借主である学校法人とは、施設の修繕費用については大規模改修を含め、原則として借主の負担とする賃貸借契約を締結している。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	条例等に規定があるものの提出されていない届・申請書について	
指 摘 の 内 容	<p>入居者の入退去時には、手続きのために、市は必要書類を必ず入手し、毎年の収入申告書も、家賃計算事務が行えないため、毎年提出され、市は提出されない場合の手続きも規定どおり行っている。</p> <p>しかし、条例等には規定があるものの、連帯保証人情報の更新はされていない場合もあり、住居の改修や、同居人の変更なども、必ずしも提出されていない。また、5年ごとの入居状況の報告は、毎年入手する収入申告で居住の実態が把握できることから、実施されていない。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P159	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和元年12月12日
所 管 課 等	都市整備局 市営住宅課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、入居者からの申請を徹底するため、新規入居者や住宅管理人等に「市営住宅のしおり」を配布し、入居中の申請・届出の手續について、丁寧に説明するとともに、集会所に常備することとした。</p> <p>また、既に入居されている方については、例年、実施している収入申告書の確認作業の段階において、是正を促すよう徹底した。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	入居辞退により未入居状態となる状態が発生しないための対策について	
指 摘 の 内 容	<p>市営住宅条例第11条には、「入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、住宅に困窮する実情を調査し、当該入居の申込みをした者のうちから次の各号のいずれかに該当する者を選考して、入居させる予定の者（以下「入居予定者」という。）を決定しなければならない。この場合において、選考された者の数がなお入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、当該選考された者について、公開の抽選によって入居予定者を決定しなければならない。」とされている。</p> <p>倍率の高い住居で、補欠当選者も辞退し、結果的にその公募では誰も入居されなかったケースが2件あり、市の資産の有効な活用を阻害している。また、辞退理由に「場所が悪い」と記載されているものもあり、そうであれば、本来は応募するべきではなかったと思われる。</p>	
報告書該当 ページ	P168	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件指摘事項については、入居の辞退理由に「場所が悪い」との意見があったことから、定期募集の受付会場に、募集団地までの交通機関や学区、位置図等を掲示するとともに、申込者に対して受付の際に入居の意思を再確認するなどの対策を講じた。</p> <p>なお、入居辞退により未入居状態となった住居については、次回以降の定期募集や特列入居及び住替え等に活用している。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	入居審査が漏れなく行われていたことの確認について	
指 摘 の 内 容	実態調査票のチェックが必ずしも記入されていないので、入居審査が漏れなく行われたことが確認できない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P169	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和元年12月12日
所 管 課 等	都市整備局 市営住宅課
措 置 結 果	本件指摘事項については、入居審査に必要な実態調査票の様式を見直し、資格審査や実態調査、収入審査、入居手続、入居許可日など、申込みから入居までの審査結果を一覧できるよう改めた。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	住替えにおける事務手続きの整理について	
指 摘 の 内 容	<p>過去には住替えを受け付けるにあたり、階段の昇降が難しいことなどを証明する診断書までは求めていなかったことなど、記載方法や添付資料がまちまちであるため、住替えの理由がはっきりしないもの、申込日がどの時点かがはっきりしないものなどが散見される。</p> <p>また、住替えできることとなったが、断った場合の取り扱いも、待ちリストの一番最後に回るのか、それとも次の空に入れるのか、についてはっきり決まっておらず、このため、説明も十分に行えていなかった。</p>	
報告書該当 ページ	P172	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件指摘事項については、「高松市市営住宅住替え承認取扱要領」を基に、事務処理の手順等を定めた住替えマニュアルを整備し、住替えの理由や希望先、家賃の滞納の有無などの確認事項を記載した面談票を作成するなど、事務手続きの整理を行った。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	適正な手順での退去検査の実施について	
指 摘 の 内 容	<p>条例等の予定している明渡の手順は、入居者に原状復帰を求め、原状復帰されていることを確認したうえで、退去を認めるというものと思われる。このために、明渡のための検査の10日前までに、明渡届の提出を求めている。</p> <p>しかし、高松市の現状を見ると、検査日が退去日よりも後になっているものが多く、140件のうち、退去日かそれ以前に検査されているものは72件であり、その他は検査日が記入されていないか、退去日より後に検査されているものである。</p>	
報告書該当 ペ ー ジ	P174	
報告書への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所 管 課 等	都市整備局 市営住宅課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、退去日よりも後に検査が行われているケースの大半は、名義人が単身で死亡したことにより、退去手続を行う親族の特定に時間を要したものである。</p> <p>今後は、退去日が検査日よりも前になる場合は、名義人の死亡など、真にやむを得ない場合に限ることとし、その場合も退去日と検査日の乖離を可能な限り短くできるよう、連帯保証人等への連絡や戸籍等の公用手続の迅速化に努めることとした。</p>



# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	退去時原状復帰費用を適正な水準まで引き上げるについて	
指 摘 の 内 容	原状復帰は、退去者が負担することが原則であり、費用の負担を求めることで原状復帰に代えることとするにしても、実際にかかる費用と大幅に乖離している実態は問題であり、適正な水準まで引き上げる必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P177	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和元年12月12日
所 管 課 等	都市整備局 市営住宅課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成30年度末に「高松市市営住宅明渡し検査等取扱要領」を一部改正し、検査項目及び費用負担を見直し、退去費用を実際に要する水準にまで引き上げた。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	公募対象を決定する過程を記録することについて	
指 摘 の 内 容	公募対象を決定する過程が不明確である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P201	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和元年12月12日
所 管 課 等	都市整備局 市営住宅課
措 置 結 果	本件指摘事項については、定期募集住戸について、例年1月頃に課内で検討・協議を行い、募集住戸の種別（単身、世帯、老人世帯等）や地域性、市民ニーズ等を考慮しながら、予算の範囲内で総合的に判断・選定しており、その募集住戸数や算出根拠、選定方法等を記録・保存することとした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	市の財政とのバランスも考慮した維持管理の再検討について	
意見の内容	市の施設の今までの水準での維持管理は困難である。市営住宅は、管理戸数を減少させる計画ではあるが、住宅が必要な人数も推計であり、特に高齢者に向けた民間の賃貸借事業の供給状況も大きく変わってきている。市の財政とのバランスも考慮した再検討が望まれる。	
報告書該当 ページ	P156	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見については、平成29年5月に見直した「高松市市営住宅長寿命化計画」において、ライフサイクルコストの比較や建替事業量の試算・検討を行い、平成29年度から令和3年度までの建替事業量の上限を約20億円、改善事業量の上限を約5億円から6億円と定め、本市の財政状況を考慮した維持管理を行うこととした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	団地建設の際、必要性和供給戸数の合理性を検証し、検証過程を記録することについて	
意見の内容	<p>個別の建物を、どこに何戸建設するのか、は重要な決定事項である。</p> <p>計画では、合計の戸数の算出根拠は示しているものの、団地ごとに何戸を建設するのか、という決定過程は、明確にされていない。</p> <p>効率的な整備・管理に配慮した、などの記載はあるものの、団地ごとの戸数の決定の根拠を具体的に示さないまま、市営住宅の建設を進めることは問題である。</p> <p>団地の建設事業に着手するまでには、諸情勢も変化するが、建設に着手する都度、市営住宅の供給が必要であるという、団地を建設すること自体の必要性和、供給する戸数の合理性を検討する必要がある。</p> <p>また、その検討過程を記録し、検証可能な状態にすることも必要と思われる。</p>	
報告書該当 ページ	P156	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、「高松市市営住宅長寿命化計画」において、団地別の建替スケジュールを示しており、建設年度が古い団地及び合併協議で建替えとなった団地について、優先的に行うこととしている。</p> <p>なお、香南町北部団地の建替えに当たっては、行政と地元の香南町まちづくり協議会との間で、平成30年度末までに計28回の協議を行い、現入居者の実態調査を基に、必要戸数を決定し、その合理性を検討した上で実施した。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	同居者異動、連帯保証人及び変更使用関連の手続きに関して、入居者へ周知し、提出を求めることについて	
意見の内容	<p>現況を見ると、条例等により、居住者が市に届け出なければならないとされる文書のうち、提出されないものも多い。居住者が提出しないことに対して、市も、家賃計算などの手続きに必要な書類以外は、提出を求めている。</p> <p>これらの書類は、市が行う住宅困窮者対策としての市営住宅の維持管理のために必要な入居者の情報を入手することを目的として、必要とされたことから、条例、施行規則に提出するものとして定められたものである。</p> <p>公営住宅の運営に必要とされて定められた書類は、規定通り提出を求め、提出しない者は、福祉として提供される公営住宅のサービスの対象外の者と考えべきであろう。</p> <p>居住する者の異動など届け出を必要とする事項は、入居者に対して周知し、届け出が行われなかったことが発見されたときには、厳しく対処し、漏れなく提出を求めるよう、管理者である市も含め、関係者の意識改革を行う必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P159	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、入居者からの申請を徹底するため、新規入居者や住宅管理人等に「市営住宅のしおり」を配布し、入居中の申請・届出の手続きについて、丁寧に説明するとともに、集会所に常備することとした。</p> <p>また、既に入居されている方については、例年、実施している収入申告書の確認作業の段階において、是正を促すよう徹底した。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	入居者からの相談を記録する書式の作成と、関連部署との連携について	
意見の内容	相談票のようなものを作成し、市が行った対応と、相談の経過を記録することが望まれる。また、相談にあたっては、高齢者福祉や生活保護の担当部署など、福祉担当の関連部署との連携が望まれる	
報告書該当 ページ	P160	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、各係単位で日々作成している業務日誌の中で、相談者や相談内容、対応状況・結果等を記録し、課内での情報共有を図っている。</p> <p>とりわけ、懸案事項については、リスクマネジメント会議において、事案発生の経緯や課題、対応等を整理した資料をもとに、協議・検討を行っており、その事案に応じて、適宜、福祉部門など関係部署と連携を図っている。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	対応の必要な入居者に対する関係機関との連携について	
意見の内容	<p>住替えや滞納整理記録の内容を見ると、行動がやや常識を外れている可能性がある居住者に対する苦情が寄せられている。</p> <p>公営住宅はセーフティネットとしての性格を有することから、退去を命じることは容易でないが、他の住民に危害を加える可能性があることを、管理者である市が把握しながらその居住者を放置することは、市の施設として適当でない。</p> <p>地域包括支援センターや保健センター等に対応を依頼する体制を構築し、必要に応じて、適当と思われる施設に収容することを検討することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P161	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見については、近隣入居者の生活や市営住宅の適正な管理に著しく支障を来たす者について、地域包括支援センターや保健センターなど関係機関と連携し、適切に対応することとした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	滞納のある管理人の報酬に関して収納担当者と連携することについて	
意見の内容	家賃の滞納のある管理人の報酬に関しては、滞納金の回収担当者と連携することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P161	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見について、住宅管理人は、高松市市営住宅管理人規則では「住宅管理を行い得る成年者で身元確実な者」かつ「公正にして責任感強く周囲の信望ある者」と規定され、当該団地の入居者からの推薦を受けて市長が委嘱しており、家賃の滞納については、資格要件とはなっておらず、そのことをもって、住宅管理人が不適格とは言い難い。</p> <p>しかしながら、住宅管理人は、関係条例等を遵守する立場にあることから、住宅管理人の家賃の滞納に関しては、収納担当者に管理人名簿や報酬額及び支払時期等の情報を提供し、連携して対応していくこととした。</p>



# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成25年度/高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	公営住宅への入居以外の対応が適切な場合に対応できる体制づくりについて	
意見の内容	申込者が住宅に困窮している事情が特殊な場合には、自己破産の手続きを行うなど、公営住宅への入居以外の対応が適切な場合が考えられる。それぞれの事情に応じた対応が可能となるよう、カウンセラーや市の福祉担当部署、市民相談などと連携する、困った時の相談リストを用意する、などの体制作りが望まれる。	
報告書該当 ページ	P167	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見については、福祉関係部局や市民相談担当部局等と連携し、個々の事情に沿った対応に当たることとした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	住宅困窮度を勘案した入居審査の実施検討について	
意見の内容	住宅困窮度が高い世帯があれば優先して入居させ、明らかな差が認められない場合にだけ抽選するというような、困窮度を勘案した入居審査の実施について検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P169	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見については、平成10年に制定した「高松市市営住宅特例入居予定者選考取扱要領」第2条第6号において、「入居の申込みをした者のうち、（中略）生活困窮の度合いが著しく高い者と判定された者」について、特例入居を認めているものの、十分な運用がなされていなかったことから、改めて職員に対して制度を周知し、適切な運用を行うようにした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	実態調査票のチェックリスト改善について	
意見の内容	<p>実態調査票のチェックリストは、やや使いづらい作りになっている。チェック欄が単純に口のため、該当事項がないのか、チェックが漏れているのか区別できない。また、受付決裁を受ける欄もない。入居受付けから、鍵の受け渡しまで承認を受けつつ手続が行われたことが一覧できるようなチェックリストの作成が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P169	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、入居審査に必要な実態調査票の様式を見直し、資格審査や実態調査、収入審査、入居手続、入居許可日など、申込みから入居までの審査結果を一覧できるよう改めた。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	入居のしおりの改定可否を定期的に検討することについて	
意見の内容	入居のしおりは、改定の可否を3年ごとなど定期的に検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P169	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見に係る「市営住宅のしおり」は、明るく快適な暮らしをしていただくための手引きとして、共同部分の使い方や住宅使用料、駐車場の利用等について記載し、新たに市営住宅に入居された方に配布しており、平成12年に初版を発行して以降、21年、28年に改訂した。</p> <p>平成31年度（令和元年度）から一部の市営住宅を除いて、指定管理者制度を導入したことから、今年度中に「市営住宅のしおり」を改訂し、今後、指定管理者の更新（5年ごと）時に見直しを行うこととした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	入居のしおりを入居者が常時閲覧可能にするための検討について	
意見の内容	入居者が常時閲覧可能にするために、各住宅に掲示したり、コストとの兼ね合いは考慮するとしても、長期間居住する居住者に対して再交付することについて、検討が望まれる。	
報告書該当 ページ	P169	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見については、市営住宅に隣接する文化センターや集会所の窓口に「市営住宅のしおり」を配置するほか、改訂時には住宅管理人に配布し、入居者から「市営住宅のしおり」の配布希望があった場合には、適宜、提供することとした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	火災が原因で入居希望をする場合の火災発生原因の確認について	
意見の内容	<p>高松市は、火災などの原因が入居希望者にある場合にも入居を許可している。</p> <p>市営住宅で火災を起こした場合、他の入居者の生命も危険な状態にする。自然災害であれば、災害発生の実事だけを確認すれば十分であるが、火災の場合には、発生原因も確認し、再度火災を発生させる可能性が低いことを確認したうえで、許可する必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P170	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、「高松市市営住宅特例入居予定者選考取扱要領」において、火災等の災害により住宅が滅失した者に対して特例入居を認めているが、その審査過程において、火災の発生原因の聞き取りや、再発防止の助言等を行っており、再度、火災を発生させる可能性が低いことを確認した上で、入居を許可することとした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	居住者との対応について記録を正確に保つことについて	
意見の内容	<p>相当の根拠がなければ住替えは許可するべきではない。 市の記録によると、住替えは適当とは思えないのであるが、市の対応が真実を示しているとも証明できない。しかし、不適当な住替えがされたのであれば、他の入居者や、市営住宅に入居しない他の市民との公平性は保てない。</p> <p>このためには、規定や書式の整備のほかに、市営住宅の居住者との対応について、記録を正確に保ち、公正な対応を行うためには、録音あるいは録画を原則とすることが必要であるように思われる。</p> <p>録音や録画により対応することについては、事前に通知し、用途も制限される必要がある。また、自身の対応も記録される職員は、常に公正で的確な対応をすることが求められ、職員に対する研修も必要となる。</p>	
報告書該当 ページ	P172	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、各係単位で日々作成している業務日誌の中で、相談者や相談内容、対応状況・結果等を記録しているほか、懸案事項については、リスクマネジメント会議において、事案発生の経緯や課題、対応等を整理した資料を基に、協議・検討を行うこととした。</p> <p>また、不当要求行為等が予見される場合には、ICレコーダーを携帯し、録音するなどの対応を徹底することとした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	住替えにおける規定や書式の整備について	
意見の内容	<p>次の事項について、検討が必要と思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納がないことを受付条件としているが、障がいなどで困窮し、福祉対応が十分行えなかったことから滞納しているようなケースも考えられる。このような場合、本来は家賃の減免を含めた福祉対応が望ましい。滞納していても、滞納原因によっては、住替えを検討できる規定とすることが望ましい。また、過去の記録を見ると、滞納があっても住替え時に解消すればいいとして受け付けているものがある。現在は、滞納が解消しなければ受け付けない取り扱いとしている。過去の受付を有効にするのか、検討が必要である。</li> <li>・メモを見ると、〇〇さんは前に住替えている、などと言って、無理な住替えを要求する例もある。過去の先例に引きずられ、著しく不合理な住替えが許容されないよう、判断に客観性を持たせることが重要である。このためにも、規定を作成して公開すること、診断書などの客観的な資料を提出し、添付すること、審査した内容の記録を作成することが望まれる。</li> <li>・住み替えの受付のために、居住者が記載する簡易な申込み書式のようなものを作成することが望まれる。</li> <li>・福祉との連携が必要な場合をあらかじめ想定し、パターン化する。（生活保護担当との連携などは行われているが、どのような場合にどこに連絡して確認するのか、などの手続きとして規定に入れる。）</li> </ul>	
報告書該当 ページ	P172	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、「高松市市営住宅住替え承認取扱要領」において、住替えを行うことができる者の資格やその手続等を定めている。</p> <p>なお、住替え希望者申出受付・面談票を整備し、住替え理由や住替え希望先等を記録するとともに、疾病等により住替えが必要な場合には、診断書等の提出を求めることとした。</p>



# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.26

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	退去日と検査日の乖離を数日を限度とすることについて	
意見の内容	<p>検査前の退去を認めていることにも、一定の合理性がある事例もみられるが、これを認めることにより、退去日の取り扱いがあいまいになり、退去日と検査日の乖離日数が数日を超えることが常態化している。これにより、明渡された住宅を次の入居希望者に提供するまでの空家期間は長くなり、市の資産の有効活用を阻害している。</p> <p>条例が想定している退去手続きを尊重するのであれば、やむを得ず検査以前に退去することを認めるにしても、退去日が検査日よりも前になる場合の乖離日数は、本当に都合の合わない場合の数日にとどめるべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P175	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、退去日よりも後に検査が行われているケースの大半は、名義人が単身で死亡したことにより、退去手続を行う親族の特定に時間を要したものである。</p> <p>今後は、退去日が検査日よりも前になる場合は、名義人の死亡など、真にやむを得ない場合に限ることとし、その場合も退去日と検査日の乖離を可能な限り短くできるよう、連帯保証人等への連絡や戸籍等の公用手続の迅速化に努めることとした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.27

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	原状復帰のうえ退去する手順の検討について	
意見の内容	明渡しに関する運営全般を見ると、原状復帰のうえで退去するという、本来条例で想定されている手順に戻すことについて、検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P177	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、高松市市営住宅条例第42条第2項において「明渡しの検査までに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。」旨を規定しているが、現状は、退去者の大半が残置物はそのままの状態住宅を明渡し、退去時損害賠償金を支払っている。</p> <p>そのため、平成30年度末に「高松市市営住宅明渡し検査等取扱要領」を改正し、検査項目及び費用負担を見直し、退去費用を実際に要する水準にまで引き上げた。</p> <p>なお入居者から明渡しの相談等があった場合には、基本的には入居者による原状回復を促している。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.28

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	退去原因になる禁止事項の周知と現状把握について	
意見の内容	<p>正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき、市営住宅を他の者に貸し、またはその入居の権利を他の者に譲渡したとき、市長の承認を得ず住宅以外の用途に供したとき、市長の承認を得ず模様替えまたは増築したとき、市公営住宅の市長の承認を得ずに入居の際に同居した親族以外の者を同居させたときについては、十分調査が行われておらず、これによる退去を検討する段階にもないが、これらが退去原因になる禁止事項であることをまず周知し、現状を把握することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P178	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、新規入居者や住宅管理人等に「市営住宅のしおり」を配布し、丁寧に説明するとともに、集会所に常備することにより、退去原因になる禁止事項の周知を図り、入居者からの申請を徹底することとした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.29

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	高額所得者に対して期限を区切って明渡し請求をすることについて	
意見の内容	高額所得者に対しては、期間を区切った明渡し請求を行っていく必要があると思われる。	
報告書該当 ページ	P178	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、高額所得者も含め、入居者の居住権は、借地借家法で保護されており、また、公営住宅法の趣旨としては、高額所得者に対する明渡し請求は、一律に行うことを事業主体に義務付けているものではない。</p> <p>なお、入居者に対して毎年発送する市営住宅使用料決定通知書において、家賃の決定と併せて、高額所得者の認定及び明渡し請求の対象であることを通知しており、明渡し請求は入居者の実情や地域性等を踏まえた上で、総合的に判断すべきものであることから、現状どおりの運用とした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.30

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	収入申告書未提出者の収入把握について	
意見の内容	<p>住宅困窮者のセーフティネットという本来の公営住宅の役割を考える場合、一定期間高額所得である者は退去させる手続きを検討する必要があるが、所得情報が入手できない居住者が高額所得者である場合、手続きが行えない。どうしても提出しない居住者については、課税部署から情報を入手し、高額所得者であるか否かを記録することが望まれる。</p> <p>また、承諾書を徴収して庁内システムから閲覧することとした場合も、承諾書も所得を証する資料も提出しない居住者について、職権で所得情報を閲覧し、確認することについては、市営住宅の公正な運営のために必要であると考えられるが、提出を求める文書にその旨を記載するなどにより、事前に通知することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P185	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、平成28年度からの収入申告書において、入居者等の所得情報を閲覧することについて同意を求め、収入を把握している。</p> <p>なお、同意が得られない場合においても、公営住宅法第34条の規定に基づき、職権で収入状況を確認することは認められている。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.31

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	応急簡易住宅の売り払い検討について	
意見の内容	松島町応急簡易住宅は、用途廃止とされ、当初より戸数は減少しているものの、いまだに用途廃止に至っていない。居住期間も長く、売り払いの検討が望まれる。	
報告書該当 ページ	P190	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見に係る松島町の応急簡易住宅については、昭和35年に建築し、老朽化が著しいことから、市営住宅長寿命化計画において「用途廃止」予定としており、売払いも含めて入居者との協議を進めていたが、現在も入居状態が続いている。</p> <p>このような中、本年4月に、入居者から、当該住宅の天井が一部落ちた状態であったため、修繕の申し出があり、本市としては、入居者の安全を確保するため応急修繕を行ったが、併せて当該住宅の今後の在り方について、入居者と協議を行ったところ、当該住宅の明渡しについて、条件付きではあるものの、一定の理解を得ることができたことから、当該住宅については、売払いではなく、明渡しの方向で検討を進めることとした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.32

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	業者名簿を更新することについて	
意見の内容	団地ごとに近隣など一定の業者を決めた名簿を更新し、その中から発注することを原則とし、それ以外の業者に発注する場合には、発注簿にも、業者選定の理由を記載することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P197	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見については、緊急工事を行う際には、団地の構造や仕様、立地条件などから、ある程度、同様の工事实績を持つ業者に発注する傾向にはあるが、発注担当者によって、特定業者への偏りが無いよう、契約監理課において発注簿の見直しが行われたほか、本課においても、発注先の業者選定の理由を記載することを徹底した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.33

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	低利用の住宅について、入居者が少ない理由を調査の上、転用・売却などの可能性も含めて検討することについて	
意見の内容	低利用の住宅につき、市営住宅として維持する必要があるのか、入居者が少ない理由を調査のうえ、転用や売却などの可能性を含め、検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P201	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見に係る空家率が高い、いわゆる低利用の住宅については、地域性などから入居希望者のニーズが低いものや、火災等によって住戸の改修が困難なもの、また、災害時の目的外利用のために政策空家として整備しているものなど、その理由も様々である。</p> <p>そのため、入居者が少ない理由をもって、直ちに当該住宅の転用・売却をすべきではなく、高松市市営住宅長寿命化計画に基づき、団地の建替えや移転・統合を進める中で、総合的に判断すべき事案であるという結論に至った。</p>



# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.34

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	空室の多い団地の今後のあり方を検討することについて	
意見の内容	<p>応募者がゼロであるような、空室の多い団地は、集約できないか、公営住宅として維持するのか、転用するのか、募集を停止するのか、検討が望まれる。</p> <p>公営住宅として維持するのであれば、公募時以外でも、特公賃と同様に、常時応募を受け付けるシステムの検討が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P201	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、平成29年5月に見直しを行った「高松市市営住宅長寿命化計画」において、社会情勢の変化や老朽化した市営住宅の円滑な更新に向けての課題を踏まえ、団地ごとに建て替えや用途廃止、維持管理等の方針を定めた。</p> <p>なお、同計画では、建替事業の実施に当たり、必要供給戸数を設定し、周辺団地との統合や借上公営住宅の導入を検討することとしていることから、空室の多い団地についても、建替事業の実施に併せて検討していくこととした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.35

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	公募対象決定手続きの策定と決定根拠を示す資料の作成について	
意見の内容	公募対象を決定する時には、その時点の空室状況を記載し、その中から公募対象を決定する手続きの策定と、決定根拠を示す資料作成が必要である。	
報告書該当 ページ	P201	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見については、定期募集住戸について、例年1月頃に課内で検討・協議を行い、募集住戸の種別（単身、世帯、老人世帯等）や地域性、市民ニーズ等を考慮しながら、予算の範囲内で総合的に判断・選定しており、その募集住戸数や算出根拠、選定方法等を記録・保存することとした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.36

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	空室と鍵が照合可能な管理方法について	
意見の内容	空室と鍵が照合可能なような管理方法が望まれる。	
報告書該当 ページ	P202	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見については、空室の鍵は、団地ごとの部屋番号を記入した袋に封入し、リスト化した上で施錠したロッカーで厳重に管理しており、平成31年度（令和元年度）からの指定管理者制度の導入を機に、空室とその鍵の照合を行い、現状の管理下において、特段の支障がないことから、引き続き、適正な管理に努めることとした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.37

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	退去理由にあたる要因のない居住者に限定して増築許可をすることについて	
意見の内容	増築の有無について、調査をすることが望まれる。 増築の許可をするにあたり、滞納がないこと、収入超過者でないことなど、退去理由にあたる要因のない居住者に限定して許可することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P203	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見について、高齢者世帯等にとって階段手摺の設置などの用途変更は必要不可欠であり、当該入居者に滞納があることなどの退去理由をもって、一律に増築の許可をしないことは、市営住宅の本来の目的及び福祉的配慮を要する観点から適切ではないことから、今後においては、入居者から増築の申請があった際には、家賃等の収納担当者と連携し、滞納家賃の解消についても促していくこととした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.38

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	共用部分が自治会の責任で管理されることについて	
意見の内容	<p>共用部分に置かれているものについてリストアップし、不要なものは廃棄するように、団地ごとの自治会に期限を切って要請することが望まれる。</p> <p>また、一旦整理した後には、市又は自治会などが置くもの以外は置かれないように、自治会の責任で管理される必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P203	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見について、新規入居者に対しては、入居の際に「市営住宅のしおり」を配布し、共用部分の使い方について他の入居者等に迷惑をかけないよう説明を行っている。</p> <p>今後とも、共用部分に不要な物が放置されている場合には、機会を捉えて、住宅管理人や原因者に対し注意指導を行うこととした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.39

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	条例に規定されている退去要件に該当する入居者を速やかに退去させることについて	
意見の内容	条例で退去させられるとされている事項、例えば相当の理由もなく他の居住者に迷惑をかけたり、賃料を払わなかったり、許可なく増築したり、入居者の移動などの諸届を行わないなど、に該当する居住者に対しては、速やかに退去させる手続きを取るべきである。	
報告書該当 ページ	P204	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見について、入居者の居住権は、借地借家法で保護されており、迷惑行為や滞納など条例に規定する退去要件に該当することをもって、直ちに明渡し請求を求めることは難しく、市と入居者との間の信頼関係が損なわれたと認められる程度に、入居者の義務違反が継続している場合などに限られることから、今後とも、個々の事情に応じた適切な対応を行うこととした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.40

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	住宅困窮者が優先して入居できるような入居方法を検討することについて	
意見の内容	住宅困窮者が優先して入居できるような入居方法を検討する。	
報告書該当 ページ	P204	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見については、平成10年に制定した「高松市市営住宅特例入居予定者選考取扱要領」第2条第6号において、「入居の申込みをした者のうち、（中略）生活困窮の度合いが著しく高い者と判定された者」について、特例入居を認めているものの、十分な運用がなされていなかったことから、改めて職員に対して制度の周知を行い、必要に応じてその適用を認めることとした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.41

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	入居者に対し、市として対応すべき事項を明確にすることについて	
意見の内容	入居者への対応につき、必要に応じて福祉部門と連携する一方で、苦情への対応などについて、市として対応すべき事項を明確にする。	
報告書該当 ページ	P204	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見については、市営住宅の管理者として、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供するほか、高齢者や障がい者など福祉的配慮が必要な場合は、福祉部門と連携・協力して対応に当たることとした。



# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.42

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	厳格な運営が可能であるような指定管理者制度の導入検討について	
意見の内容	高松市でも、指定管理者制度の導入につき、検討が望まれる。 検討にあたっては、現状を前提として導入するのではなく、運営方法について詳細に検討したうえで、厳格な運営が可能であるような指定管理者制度の導入を検討することが望まれる	
報告書該当 ページ	P204	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見については、平成31年度（令和元年度）から、一部の市営住宅を除いて指定管理者制度を導入し、民間のノウハウや経験を生かした、より効率的な管理運営に向けた体制を整備することとした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.43

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	公営住宅として維持すべき施設数の整備水準について見直すことについて	
意見の内容	<p>公営住宅の用途廃止も、住替えも、拒否する入居者が一定数必ずいることから非常に難しく、時間と手間のかかる仕事である。公営住宅として維持すべき施設数の整備水準についての見直しが望まれる。</p> <p>また、公営住宅という位置づけではない特公賃や単独住宅、木造の住宅などについては、売却も含めた検討が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P205	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件意見については、平成29年5月に見直しを行った「高松市市営住宅長寿命化計画」において、社会情勢の変化や老朽化した市営住宅の円滑な更新に向けての課題を踏まえ、団地ごとに建て替えや用途廃止、維持管理等の方針を定めた。</p> <p>なお、同計画では、建替事業の実施に当たり、必要供給戸数を設定し、周辺団地との統合や借上公営住宅の導入を検討することとしていることから、公営住宅として維持すべき施設数についても、建替事業の実施に併せて検討していくこととした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.44

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	下水道使用料の算定要領の作成について	
意見の内容	<p>下水道使用料の算定については、「各地方公共団体において適正な算定がなされるよう、使用料対象費用、使用料体系等に対する基本的な考え方の明確な基準を示した使用料算定要領を作成すべきである。」（第5次下水道財政研究委員会昭和60年7月）とされているところ、市では、特に明確な算定要領が作成されていないとのことであった。</p> <p>下水道使用料を算定するときの考え方を適切に説明するために、また、算定手法の継続性の観点からも算定要領を作成する必要がある。</p> <p>なお、算定要領作成に際しては、決算書の表示区分との整合性がとれるよう配慮することが必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P99	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年11月18日
所管課等	都市整備局 下水道経営課
措置結果	<p>本件意見については、次期下水道使用料の改定に向け、作業の手順等を示した「高松市下水道使用料算定要領」を令和元年9月に策定し、課内に周知した。</p> <p>なお、策定に際し、使用料対象経費の算出部分について、維持管理費は管渠費、ポンプ場費、処理場費及び一般管理費（排水設備費・業務費・総係費の総称）で、資本費は減価償却費等及び資産減耗費で構成していることを記載し、また、維持管理費及び資本費に含まれる費用に給料、諸手当、法定福利費、減価償却費等があることを示すなど、決算書の表示区分と整合性が取れるよう配慮した。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.45

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	下水道使用料の見直しのための情報公開について	
意見の内容	<p>下水道事業は、可能な限り使用料で汚水処理原価を回収することが原則であるが、市の現状は、使用料で負担すべき経費を賄い切れておらず、その不足分を一般会計（租税収入を財源とする）からの繰り出しにより補っている。そのため、公表されている決算数値については、一般会計から赤字にならないように繰入の調整がされた後の損益均衡で推移していることから、下水道事業の経営状況を理解しにくくなっている。</p> <p>下水道使用料で回収すべき管理運営費のどの程度が、下水道使用料で賄われているか、どの程度不足しているかを積極的に公表することを通じて、下水道使用料の見直しについての市民の理解が得られるものと考えられる。</p>	
報告書該当 ページ	P100	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年11月18日
所管課等	都市整備局 下水道経営課
措置結果	<p>本件意見のうち、「下水道使用料で回収すべき管理運営費のどの程度が、下水道使用料で賄われているか」については、従来から本市ホームページなどで「経営比較分析表」により、経費回収率を示している。</p> <p>また、「どの程度不足しているか」についても、従来から、下水道事業の財政状況につき公表しているところであるが、平成29年度分から、内容を大幅に見直し、かつ、一般会計繰入金の説明資料において、汚水処理補填に要する経費を示すことで、詳細な説明にするなど、不足額を明らかにするよう改めることとした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.46

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	共済給付事業の給付申請に係る添付書類について【中小企業勤労者事業特別会計】	
意見の内容	<p>結婚祝金、出産祝金、入学祝金及び死亡弔慰金（配偶者又は1親等の血族）については、加入者から提出された「給付金給付申請書」のみで給付を決定しており、給付対象となる事実を確認できる証明書等を要求していない。</p> <p>永年勤続慰労金や退職せん別金のような加入者（事業主）にその事実を証明してもらう給付事由を除き、添付書類を要求するか、本市の他部局が保有している情報で給付対象となる事実を確認することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P159	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	創造都市推進局 産業振興課
措置結果	<p>本件意見については、加入者（事業主）にその事実を証明してもらう給付事由を除き、給付対象事実を確認できる書類の添付を求めることとし、加入者への一定の周知期間を経た令和元年10月申請分から、添付書類の提出を求めている。</p> <p>併せて、加入者に配付している給付申請方法を記載した事務の手引書も改訂した。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.47

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	随意契約の理由等の公表について【中小企業勤労者事業特別会計】	
意見の内容	<p>福利事業の実施については、高松テルサの指定管理者に指定管理業務とは別に業務委託している。特命随意契約であるため、「高松市特命随意契約公表要領」により、随意契約の理由等を公表する必要があるが、前回、指定管理者に選定されたのは、4年前であるために、その時に公表されたかどうか、調査は難しいとのことであった。今回の監査において、他の複数の課で公表漏れがあったため、次回の契約も特命随意契約とする場合には公表する必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P160	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	創造都市推進局 産業振興課
措置結果	<p>本件意見については、平成30年度に高松市中小企業勤労者福祉共済事業の受託業者を公募型プロポーザル方式によって選定し、平成31年4月1日付けで委託契約を締結したことから、高松市特命随意契約公表要領（半期ごとの公表）に基づき、令和元年11月22日から、本市ホームページ上で特命随意契約の理由等を公表することにした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.48

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	運営審議会について【中小企業勤労者事業特別会計】	
意見の内容	<p>過去の運営審議会の議事録を閲覧したところ、特に決定事項がない年度はその年度の概況報告のみである。その概況報告についても単年度だけの情報であるため、事業の状況変化がわかりにくいものであった。</p> <p>審議会の資料としては、5年～10年の財務状況の変化がわかる資料を添付することが望まれる。また、収支が悪化して会費値上げが必要になってから審議会を開催するというのではなく、財務状況の変化があった時点で、今後の運営についての検討を実施することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P160	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	創造都市推進局 産業振興課
措置結果	<p>本件意見については、平成29年度以降、高松市中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会委員への、本事業の運営状況の報告資料について、掛金収入に対する事業費、基金積立金の比率及び基金残高の推移等、本特別会計の財務状況の変化が分かる情報を追加した報告書を作成するよう、取扱いを改めた。</p> <p>また、毎年度、運営審議会の開催時等において、その報告を基に、特別会計の財務状況を各審議会委員に確認してもらうようにするなど、本事業が将来にわたって安定的に運営できるよう会議等における説明内容を見直すこととした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.49

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	共済掛金見直しの検討資料の保管について【中小企業勤労者事業特別会計】	
意見の内容	<p>現在の掛金は毎月700円であるが、平成18年度に500円から700円に見直しがなされたものである。市担当者に当時の資料を依頼したところ、10年以上前の資料であり、すぐには確認できないが、パソコンのデータの中に当時の元資料があったとのことでこれを閲覧した。</p> <p>共済掛金の見直しの資料は共済事業にとって重要な資料であり、今後の運営のためにも適切に保管しておくべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P160	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	創造都市推進局 産業振興課
措置結果	<p>本件意見については、監査結果の公表後に調査したところ、平成17年10月に開催した高松市中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会において、共済掛金見直し案について説明しており、その説明資料に加え、説明原稿の電子データが存在することが判明したため、それらの資料を今後適切に保管することとした。また、今後、審議会の関係資料については、特定歴史的公文書等として公文書館に移管するなど、適切に管理していくこととした。</p>



# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.50

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	共済事業を安定して継続していくための財務状況の把握について【中小企業勤労者事業特別会計】	
意見の内容	<p>基金については、永年勤続慰労金と退職せん別金のために積み立てしているため、本来は一般企業の退職給付引当金のように、過去のデータから脱退率などを計算し、現在積立しておくべき金額を計算して、必要な金額を積み立てるようにしておけば、急激に基金残高が減少するということはないが、脱退率など詳細な計算をすることは難しい。一方、最近では福利事業費が徐々に増加してきている。</p> <p>このような状況で、共済事業を安定して継続していくためには、福祉共済システムから出力される年齢別の会員数一覧表の年度ごとの推移を把握していくことや福利事業と給付事業、基金積立金のバランスについて、被共済者の数（共済掛金収入）が変動することを考慮し、掛金収入に対する福利事業費、給付事業費（永年勤続慰労金、退職せん別金）、給付事業費、基金積立金について、掛金収入に対する比率の推移を把握するよう、継続してモニタリングし、数値に変化があれば、事業の詳細について早めに検討できるようにしておくことが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P160	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.ip/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.ip/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	創造都市推進局 産業振興課
措置結果	<p>本件意見については、平成29年度以降、高松市中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会委員への、本事業の運営状況の報告資料について、掛金収入に対する事業費、基金積立金の比率及び基金残高の推移等、本特別会計の財務状況の変化が分かる情報を追加した報告書を作成するよう、取扱いを改めた。</p> <p>また、毎年度、運営審議会の開催時等において、その報告を基に、特別会計の財務状況を各審議会委員に確認してもらうようにするなど、本事業が将来にわたって安定的に運営できるよう会議等における説明内容を見直しすることとした。</p>